

委託連携加算の算定基準について

当該加算について、以下のとおり基準(考え方)を整理しましたので、業務の参考としてください。

委託連携加算

当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合、当該委託を開始した日に属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算するものです。

【算定要件】

「委託連携加算」を算定するには、以下の要件を満たす必要があります。

- 指定介護予防支援事業所(地域包括支援センター)が、委託する居宅介護支援事業所に対して、利用者に係る必要な情報提供(※)を行うこと。

(※) 姫路市における「利用者に係る必要な情報提供」の考え方

「利用者に係る必要な情報提供」とは、指定介護予防支援事業所(地域包括支援センター)による利用者のアセスメント情報等を提供することです。「認定調査票」「主治医意見書」等の要介護認定・要支援認定申請に係る資料の提供だけでは、「利用者に係る必要な情報提供」を実施したとは認められません。

●算定できる例

想定されるパターン	委託連携加算
委託先が A 事業所から B 事業所に変更する場合(ケアマネジャーも変更)	○
ケアマネジャーが移籍により A 事業所から B 事業所へ変更する場合	○
一度加算を算定していた要支援者が、要介護者となり、再度要支援者となった場合	○
一度加算を算定していた要支援者が非該当(自立)となり、再度要支援者となった場合	○
市内で転居により、担当する地域包括支援センターは変更となるが、委託先は変わらない場合	○

●算定できない例

想定されるパターン	委託連携加算
要支援者から事業対象者になった場合	×
事業対象者から要支援者になった場合	×
委託先の事業所内で担当ケアマネジャーを変更した場合	×
事業所番号(事業所の運営法人)が変更になった場合	×

【留意事項】

本加算の具体的な基準(考え方)については、厚生労働省からの見解が示されていないことから、他の保険者の取扱いも参考にし、姫路市独自で設定したものです。そのため、保険者により基準(考え方)に相違がある場合があります。

また、今後、厚生労働省から見解が示された場合、当該見解に基づき基準(考え方)に変更が生じる可能性がありますので、ご留意ください。